

# いじめの未然防止に向けた マネジメントの推進について

～いじめ問題理解基幹研修復講～

# 研修の目的

---

1. いじめの定義と認知について理解する。
2. いじめの未然防止に向けたマネジメントについて理解する。

# 研修の流れ

---

1. いじめの定義と認知について（講話）



（演習 1）

2. 未然防止に向けたマネジメントについて  
（講話）



（演習 2）

---

# 1. いじめの定義と認知について

# いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（H25 いじめ防止対策推進法）

# いじめの定義の移り変わり

～H17

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

H18～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

# いじめの定義の移り変わり

- × 自分より弱いもの → 上下関係は問わない
- × 一方的に → 一方的でなくとも
- × 継続的 → 1回きりでも
- × 深刻な → 軽度でも

(H29の改定)

- × けんかを除く → けんかであっても

# いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（H25 いじめ防止対策推進法）



# 現場の混乱

---

当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものはいじめ



学校現場で混乱が生じている

# 混乱（社会通念上のいじめと法的ないじめ）

- ①衝動的に行った行動→社会通念上のいじめ
- ②故意に行った行動 →社会通念上のいじめ
- ③好意で行った言動 →法的ないじめ  
（良かれと思って）
- ④意図せずに行った言動→法的ないじめ  
（何気ない言葉が）

# 混乱（社会通念上のいじめと法的ないじめ）

## いじめの定義に対する理解について

- 教員間の差
- 学校間の差
- 都道府県間の差

# 混乱（社会通念上のいじめと法的ないじめ）

社会通念上のいじめと法的ないじめとの間に  
大きなギャップがある



このギャップを教職員・児童生徒・保護者間  
において共通認識する必要がある

## 法律の広範ないじめの定義が意味すること

いじめが潜んでいる対象と内容の範囲を最大化し、いじめが深刻化する危険（リスク）を最小化する

# 法律の広範ないじめの定義が意味すること

- いじめはどの学校、どの学級でも起こり得るという認識の共有が前提
- 掘り起こしによって件数が増える
- 件数の増加は、教師の感性と学校の組織的教育力が向上したことの表れ
- 認知し、解消することが重要
- めざすべきは「いじめゼロ」ではなく、「いじめ見逃しゼロ」である
- 「いじめがない方がいい」と言う間違った認識を捨てる

# 考え方の転換

---

(学級の雰囲気)

私のクラスにいじめは起こらないだろう→

(教職員の意識)

いじめが起きたらどうしよう→

(兆候を感じた時)

報告すれば迷惑をかける→

自分が解決しなければ→

# 文部科学省の見解

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、

「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」

と、**極めて肯定的に評価する。**



# 演習

Aさんが算数の問題を一生懸命に考えていたところ、隣の席の算数が得意なBさんは解き方と答えを教えてあげた。Aさんは、あと一息で正解にたどり着くところであり、答えを聞いた途端に泣き出してしまった。このことでBさんは困惑してしまった。



法律上のいじめに該当しますか？  
どう指導しますか？

# 演習（指導例）

## ○担任の先生からAさん

「もう少しで解けたところだったので悔しかったのね。がんばってたもんね。」と慰めた。また後日、Aさんの気持ちが落ち着いているのを確認し、「Bさんはなんでそんなことをしたと思う？」と問いかけながらBさんが親切心から行った行動であることも悟らせた。

# 演習（指導例）

○担任の先生からBさん  
先生

「Aさんが困ってると思って教えてあげたのね。Bさんはとても親切だもんね。」

「困っている人がいたら助けてあげるのはとても大切だからこれからもその気持ちを大切にしていってね。」

「ところで、今日、なぜAさんが泣いちゃったと思う？」

Bさん

「自分で問題を解きたかった。」

先生

「先生もそうだと思う。そんなときどうするといいのかな？」

Bさん

「もう少し待てばよかった」「分からないところがあったら聞いてねと言えばよかった。」

先生

「そうだね。とってもいいアイデアだね。」

## 演習（解説）

- ・ AさんとBさんは、一定の人的関係にある。
- ・ BさんがAさんに解き方と答えを教えた行為は心理的又は物理的な影響を与える行為
- ・ Aさんは泣き出しており苦痛を感じたと認められる。

→いじめとして認知する（組織的対応）。

## 演習（解説）

今回、Bさんへの指導や保護者への報告に当たって「いじめ」という言葉を使う必要はない。

しかし、同様の行為が指導後も続き、Aさんが苦痛に思うことがあれば、Bさんとその保護者に対して、定義に基づき「いじめ」に当たることを伝える必要がある。

---

## 2. いじめの未然防止に向けた マネジメントの推進について

# いじめは集団の問題である

## いじめの四層構造

被害者<加害者<観衆<傍観者

周りが冷ややかな目で見ていたら、加害者は察知し、いじめをセーブする

いじめは、加害者と被害者だけの問題ではなく、集団の問題である

「いじめ防止対策推進法」

→いじめがすべての児童等に関する問題である

# 予防について正しく理解する

①少し気になる子がいた時に、どのように対応するか

→**早期発見、早期対応（初期対応）**

②子どもたちの居心地がいい学級経営

→**早期発見の前段階（未然防止）**



# 初期対応から未然防止へ

軸足が初期対応にあったものを、未然防止にこそ力を入れましょう。

## いじめ防止対策推進法

「学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに・・・」

先に出てきた文言が優先順位が高い

まずは、未然防止→初期対応→事後対応

早期発見は未然防止ではない。未然防止は全ての児童生徒が対象である。

**全ての児童生徒に働きかけができる場面とは**

**○授業 ○掃除 ○給食など**

**日々の授業や学校生活すべて**

**日々の学校生活の中で、一人一人  
の児童生徒の心の居場所をつく  
ることが求められる**

# 子どもの自己有用感を高める

いじめの追跡調査（国立教育政策研究所）

子どもの自己有用感が高まる



他者を攻撃する可能性が低くなる



誰もが安心できる集団  
（結果的に）いじめ等が起こりにくい集団

# 自己有用感とは

## 自尊感情

自分に対する自己評価が中心

## 自己有用感

自分に対する他者からの評価が中心

「人の役に立っている」

「人から認められている」

# 子どもの自己有用感を高める手立て

自己有用感は子どもが主体的に活動する中で、自ら獲得するものである



教師や大人にできることは、そのための場や機会をつくるのみである

# 授業における手立ての例

自己有用感を育むことに結びつく働きかけ

- ①（子どもが）授業を理解しやすくなるような工夫をする
- ②（子ども同士の）話し合い活動を積極的に取り入れる
- ③（子どもが）発言・発表する機会を積極的に取り入れる

# 教職員に求められる力

「教える」から「つなぐ」へ

# 演習

---

私がやっていること

# ワールドカフェ

やってみましょう



## 演習（課題）

Aさんは同じクラスのBさんが気になり、授業中や休み時間に、Bさんの方を見ていることがある。Bさんは担任に、「A君がにらんでくる。なんだか怖い」と訴えた。

担任がAさんに事実確認したところ、Bさんの方を見ていることを認めた。しかし、Bさんを見てしまうのは、Bさんに対して好意を抱いているからだと言う。

**法律上のいじめに該当しますか？  
どう指導しますか？**

## **（参考資料）**

---

- **令和3年度いじめ問題理解基幹研修講義資料**  
鈴木慰人（文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長）  
新井肇（関西外国語大学）  
藤平敦（日本大学）
- **いじめ防止対策推進法（平成25年法律）**
- **いじめの認知について（文部科学省資料）**